

## 大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規程

〔平成19年9月3日  
大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第2号〕

大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が管理する行政文書に係る大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第20号）の施行については、大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第25号）の例による。

### 附 則

この規程は、平成19年9月3日から施行する。